

小笠原諸島ネズミ対策検証委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 小笠原諸島において環境省が自然再生事業として実施している外来ネズミ類対策事業を適切なものとし、今後的小笠原諸島世界自然遺産地域の適正な保全管理に資するため、外来ネズミ類対策事業の実施に至る経緯及び実施した事業の環境影響を検証することを目的とし、小笠原諸島ネズミ対策検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検証）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検証する。

- (1) 平成21年度に実施した殺鼠剤散布事業の環境影響
- (2) 平成26年度に予定した兄島の殺鼠剤空中散布事業の中止に至る経緯

（組織）

第3条 委員会は、関東地方環境事務所長が委嘱する委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときには、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、助言等必要があるときは、委員以外の者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員以外の者は、委員長の求めに応じ、助言することができる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、委員会において公開しないことを議決したときは、この限りでない。

（設置期間）

第6条 委員会の設置期間は、第2条に規定する事項を処理するために必要な期間とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、関東地方環境事務所及びその受託者において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。